



鳥取県公報

平成 30 年 5 月 31 日 (木)
号外第 6 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則の一部を改正する規則 (52) (環境立県推進課) 3
	鳥取県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則 (53) (くらしの安心推進課) 4

==== 公布された規則のあらまし =====

◇鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

石綿障害予防規則の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 解体等作業を伴う建設工事に係る建築物等における石綿含有材料等の使用の有無の調査を行う者について定めた規定中引用する石綿障害予防規則の条項を改める。
- (2) 施行期日は、平成30年6月1日とする。

◇鳥取県クリーニング業法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

クリーニング業法施行規則の一部が改正され、クリーニング師免許の申請書の添付書類について、クリーニング師試験の申請時から、氏名又は本籍に変更がない者については、本籍の記載のある住民票の写しで足りることとされたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) クリーニング師免許申請書の様式中添付書類の記載を改める。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

規 則

鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 5 月 31 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第52号

鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則（平成17年鳥取県規則第106号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事前調査)</p> <p>第6条の2 条例第6条の2第1項の規定による調査 （以下この条から第6条の4までにおいて「調査」という。）は、次に定めるところにより行うものとする。ただし、第1号の方法により吹付け石綿が使用されていないことが確認されたときは、第2号に規定する分析を行わないで、他の石綿含有材料等が使用されているものとして、条例及び大気汚染防止法の規定を適用することができる。</p> <p>(1) 次に掲げる者が目視又は設計図書等の確認をすることにより、使用されている材料等の種類及び使用箇所を全て把握するよう努めること。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）<u>第48条の5第1項</u>に規定する石綿作業主任者技能講習を修了した者</p> <p>エ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(事前調査)</p> <p>第6条の2 条例第6条の2第1項の規定による調査 （以下この条から第6条の4までにおいて「調査」という。）は、次に定めるところにより行うものとする。ただし、第1号の方法により吹付け石綿が使用されていないことが確認されたときは、第2号に規定する分析を行わないで、他の石綿含有材料等が使用されているものとして、条例及び大気汚染防止法の規定を適用することができる。</p> <p>(1) 次に掲げる者が目視又は設計図書等の確認をすることにより、使用されている材料等の種類及び使用箇所を全て把握するよう努めること。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）<u>第48条の2第1項</u>に規定する石綿作業主任者技能講習を修了した者</p> <p>エ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この規則は、平成30年 6 月 1 日から施行する。

鳥取県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 5 月 31 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第53号

鳥取県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県クリーニング業法施行細則（昭和62年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第5号（第6条関係）</p> <p style="text-align: center;">クリーニング師免許申請書 略</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p>クリーニング師の免許を受けたいので、クリーニング業法施行規則第4条の規定により、次のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">フリガナ</p> <p style="text-align: center;">申請者 氏名</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">略</div> <p>添付書類 <u>戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し（クリーニング師試験の申請時から氏名又は本籍に変更があった者については、戸籍謄本又は戸籍抄本）</u></p>	<p>様式第5号（第6条関係）</p> <p style="text-align: center;">クリーニング師免許申請書 略</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p>クリーニング師の免許を受けたいので、クリーニング業法施行規則第4条の規定により、次のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">フリガナ</p> <p style="text-align: center;">申請者 氏名</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">略</div> <p>添付書類 <u>戸籍の謄本又は抄本</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。